

第2 自然と共に生きることができる環境

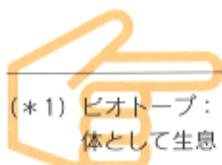


1 生物の多様性の確保

野生の動植物は、生態系の重要な構成要素であり、また生物の多様性は自然環境の豊かさの象徴として、人類の生存そのものに欠くことができないものです。

このため、自然的、社会的特性に応じて、多様な野生生物の生息・生育空間を保全するための施策を推進します。

- 生物の多様性を確保するため、野生動植物の生息・生育状況調査を行い、生息地の保護等必要な対策を講ずるとともに、結果を、広く公開し、各種開発との事前調査等に活用します。
- 鳥獣等の保護・繁殖を図るため、生態調査を継続的に実施し、適切な保護対策の確立に努めるとともに、鳥獣保護区や休猟区域の設定等を行い、積極的な保護を推進します。
- 自然度の高い地域の保全を図るため、自然公園区域の拡大、自然環境保全地域の指定等、各種の制度を活用するとともに、ビオトープ^{*1}の技術的手法に関する調査・研究を行います。
- ビオトープのネットワークの形成を図るため、自然環境に配慮した河川、緑地の整備や、実のなる木の植栽など、生き物の生息・生育環境に配慮を行います。
- 絶滅のおそれのある種については、モニタリング等詳細な調査および保護・繁殖を図るための調査研究を行うとともに、生息・生育環境の確保等繁殖のための環境整備を進めます。



(※1) ビオトープ：「野生生物の生息空間、生物の回廊」などと訳され、多種類の動物・植物が一つの生態系を構成し、共同体として生息・生育できるあるまとまりをもった環境を意味する。